

産業廃棄物処理施設の維持管理状況の情報の公表

設 置 者 名	有限会社 満山資源
施 設 名 称	有限会社 満山資源 奥沢最終処分場
設 置 場 所	群馬県桐生市新里町奥沢 590-1
問 合 せ 先	0277-74-2721

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）の規定に基づき、維持管理に関する情報を公表します。

（産業廃棄物処理施設の維持管理等）

法第十五条の二の三第二項 次の産業廃棄物処理施設の設置者は、当該産業廃棄物処理施設の維持管理に関する計画及び当該産業廃棄物処理施設の維持管理の状況に関する情報であって環境省令で定める事項について、環境省令で定めるところにより、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

1 廃棄物処理施設の維持管理に関する計画

設置又は変更の許可申請書、軽微な変更等の届出書、設置の届出書 に記載すべき事項	別添のとおり
--	--------

2 廃棄物処理施設の維持管理の状況に関する情報

（公表すべき維持管理の状況に関する情報）

第十二条の七の二 法第十五条の二の三第二項の環境省令で定める事項は、次の各号に掲げる施設の種類に応じ、当該各号に定め事項とする。

環境省令の該当する号	施設の種類	公表事項
第七号	安定型の産業廃棄物の最終処分場	以下のとおり

イ 埋め立てた産業廃棄物の各月ごとの種類及び数量

(状況： 令和 7年度分 公表の期限：翌月の末日)

産業廃棄物の種類	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	1 0 月	1 1 月	1 2 月	1 月	2 月	3 月
廃プラスチック	1,474.0											
ガラス及び陶磁器くず	1,031.5											
がれき類	469.5											
金属くず	0.0											
ゴムくず	0.0											

ロ 擁壁等の点検を行った年月日及びその結果

(状況： 令和 7年度分 公表の期限：除去又は点検を行った日の属する月の翌月の末日)

(状況： 令和 7年度分 公表の期限：措置を講じた日の属する月の翌月の末日)

埋め立てる一般廃棄物の流出を防止するための擁壁等の 点検を行った年月日		結果	擁壁等が損壊するおそれがあると認められた場合	
			措置を講じた年月日	講じた措置の内容
R7.4	1. 2. 3. 4. 7. 8. 9. 10. 11. 14. 15. 16. 17. 18. 21. 22. 23. 24. 25. 28. 30	異常なし		
R7.5				
R7.6				
R7.7				
R7.8				
R7.9				
R7.10				
R7.11				
R7.12				
R8.1				
R8.2				
R8.3				

ハ 埋立残余量の測定を行った年月日及びその結果

(状況： 令和 7 年度分 公表の期限：測定、試験又は水質検査の結果の得られた日の属する月の翌月の末日)

項 目	測定を行った年月日	測定を行った結果
残余の埋立容量の測定	R7.4.30	388,378.1 m ³

二 展開検査の実施回数及びその結果安定型産業廃棄物以外の廃棄物の付着又は混入が認められた年月日

(状況： 令和7年度分 公表の期限：翌月の末日)

(状況： 令和 7年度分 公表の期限：付着又は混入が認められた日の属する月の翌月の末日)

展開検査	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月
実施回数	264					
展開検査の結果、安定型産業廃棄物以外の廃棄物の付着又は混入が認められた年月日	R7. 4. 16					
	R7. 4. 17					
	R7. 4. 24					
	R7. 4. 30 (2回)					

[illegible]

ホ 埋立処分開始後（周縁井戸・浸透水採取設備）

（状況： 令和 7年度分 公表の期限：測定、試験又は水質検査の結果の得られた日の属する月の翌月の末日）

検査項目 (mg/ℓ)		場 所		地下水基準
		採取日		
		結果日		
1	アルキル水銀			検出されないこと
2	総水銀			0.0005mg/ℓ以下
3	カドミウム			0.003 mg/ℓ以下
4	鉛			0.01 mg/ℓ以下
5	六価クロム			0.05 mg/ℓ以下
6	砒素			0.01 mg/ℓ以下
7	全シアン			検出されないこと
8	ポリ塩化ビフェニル			検出されないこと
9	トリクロロエチレン			0.03 mg/ℓ以下
10	テトラクロロエチレン			0.01 mg/ℓ以下
11	ジクロロメタン			0.02 mg/ℓ以下
12	四塩化炭素			0.002 mg/ℓ以下
13	1,2-ジクロロエタン			0.004 mg/ℓ以下
14	1,1-ジクロロエチレン			0.02 mg/ℓ以下
15	1,2-ジクロロエチレン			0.04 mg/ℓ以下
16	1,1,1-トリクロロエタン			1. mg/ℓ以下
17	1,1,2-トリクロロエタン			0.006 mg/ℓ以下
18	1,3-ジクロロプロペン			0.002 mg/ℓ以下
19	ベンゼン			0.01 mg/ℓ以下
20	チウラム			0.006 mg/ℓ以下
21	シマジン			0.003 mg/ℓ以下
22	チオベンカルブ			0.02 mg/ℓ以下
23	セレン			0.01 mg/ℓ以下
「検出されないこと。」とは、第三条の規定に基づき環境大臣が定める方法により検査した場合において、その結果が当該検査方法の定量限界を下回することをいう。 透水の水質等に照らして当該最終処分場の周縁の地下水の汚染が生ずるおそれがないことが明らかな項目については、協議の上、減ずることができる。				

